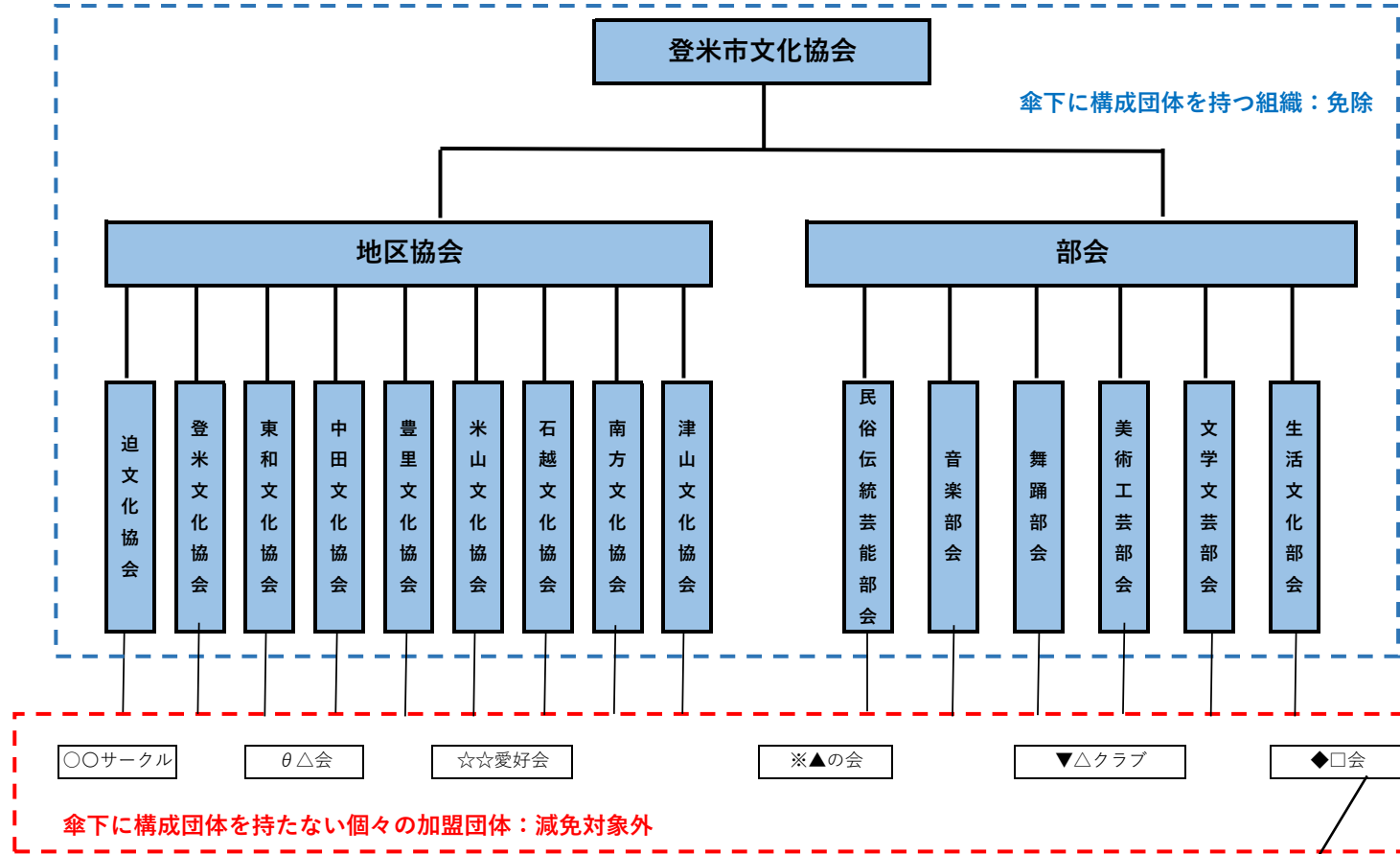


例) 文化協会に係る減免取扱いイメージ



・傘下に構成団体を持つ組織については、複数の団体の活動を総括し、活動を通じて文化振興が図られ、公益性や公共性が伴うものと考えられるため、引き続き免除の対象となります。

傘下に構成団体を持たない個々の加盟団体については、活動の成果が主として、当該団体に留まると考えられることから、見直し後は減免の対象外となります。  
ただし、無償のボランティア活動を行う場合に限り、一定の要件を満たした場合は免除となります。

